

# 宮崎県中小企業融資制度 「口蹄疫緊急対策貸付」

取扱期間:平成22年4月28日～平成22年8月31日※

※8月31日に信用保証協会が保証申込を受け付けた分までとなります。

## 1 融資対象者

次のいずれかの要件に該当するもの。詳細は、宮崎県金融対策室(☎0985-26-7097)にお問い合わせください。

- 宮崎県内で生産される畜産物(口蹄疫の影響を受けているものに限る。)を主に扱う食品製造業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業、飲食店又はと畜場を営む中小企業者及び組合
- 口蹄疫の影響により、最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量がそれ以前の3か月間又は前年同期より3%以上減少している中小企業者及び組合(農林水産業、金融業等を除く。)

※下線部は、平成22年8月1日に市町村が対象要件確認書を受け付けた分からの適用になります。

## 2 融資利率等

項目	融資条件			
融資利率	3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下
	年1.70%	年1.90%	年2.10%	年2.20%
セーフティネット貸付等の要件に該当する方(※)	年1.50%	年1.70%	年1.90%	年2.00%
保証料率	原則として年0.45%			
融資限度額	運転資金5,000万円			
融資期間	10年以内(うち据置3年以内)			
保証人	法人:原則代表者要 個人:原則不要			
担保	必要に応じて要			
取扱金融機関	宮崎銀行、宮崎太陽銀行、西日本シティ銀行、鹿児島銀行、福岡銀行、肥後銀行、大分銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工中金、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行			

※ 最近3か月間の平均売上高又は平均販売数量が前年同期比又は2年前年同期比3%以上減少している中小企業者等

## 3 融資の流れ

「口蹄疫緊急対策貸付」の融資申込みに当たっては、事前に事業所の所在地を管轄する市町村から融資対象者に該当するか確認等を受ける必要があります。

また、融資金額、融資期間等については、金融機関及び信用保証協会の審査があります。

